强流

2018年9月号



契約満期のご案内について ~継続契約のお手続き~

森林保険では、保険期間満了日の原則2ヶ 月前までに、取扱窓口の森林組合等から契約 者の皆様に満期のご案内とともに継続となる 森林保険契約申込書をお送りしています。

お手元に届きましたら、申込書と重要事項 説明書の内容をご確認の上、申込書左上の該 当部分の同意欄にチェック☑を入れ、契約者 欄に押印して、保険期間満了日の30日前まで に取扱窓口の森林組合等にご提出をください。 その際に、併せて保険料をお支払いください。

なお、住所、氏名の変更や、ご契約の内容 に関するご相談は、お早めに取扱窓口の森林 組合等にお申し出ください。新しい申込書の 再作成などの対応をさせていただきます。

また、現行契約の保険期間の開始日が平成 26年度以前の契約の場合、契約地の見取図が 必要です。

ご案内到着後、お早めの手続きやご相談を お願いします。

現行の契約の保険証書を無くしてしま いましたが、継続契約の手続きはでき ますか。

継続契約の申込みに現行の契約の保険 証書の提出は求めていませんので、お △ 手続きは可能です。ただし、罹災や変 更申請の際は必要となりますので保険 証書は大切に保管してください。

お知らせ

保険証書等の元号表記について

森林保険の証書等においては、改元が予定 されている平成31(2019)年5月以降の日付の表 記であっても、「平成」を使用しています。 新元号となっても旧元号の証書等は有効です ので、そのままお持ちいただいて問題ありま せん。また、特段の変更手続き等も必要あり ません。

損害地調査の写真撮影について

森林保険センターで実施して いる業務講習会では、今年度か ら新たに損害実地調査の写真撮 影実習を行っています。この中 で行っている「長尺自撮り棒」 を使った地上5m程度の高さか ら撮影する手法をご紹介します。 ▲長尺自撮り棒はカメラ



用の三脚に測竿や釣竿 を装着しセルフタイマー

実習では、損害木を赤、健全木 を青で区分し表示しました。

【写真1】は、スギの4年生の造林地です。ここ にまず、10m×20mの標準地を設け、損害木と

健全木にテープを付け て区分します。この標 準地を長尺自撮り棒力 メラで撮影しました。 全域は入りませんでし たが、損害木と健全木 がカウントできます。 損害木が13本、健全 木が20本確認でき、



【写真1】スギ4年生の造林地を撮影 (北海道乙部(おとべ)町)

損害率を計算すると13本/33本=39.4%となり、 実際の調査結果の40%とほぼ一致しました。

【写真2】は、スギ(28年生)の雪害地です。 ここでは10m×10mの標準地を設け、梢端部が

折れた損害木には赤い テープを巻きました。 長尺自撮り棒を使って 撮影した写真の判定で は、損害木は5本、健全 木は7本で、損害率は42 %になりました。実際 には写真に写っていな い損害木が1本あり、



【写真2】スギ(28年生)の雪害地を撮影 (岩手県久慈市)

この標準地の損害率は46%だったので、これに 近い数値の結果になりました。

このように写真の画像から標準地内の損害率 の近似値を得ることが出来ます。また、林内の 様子もわかり、調査を行った時の状況をかなり 正確に記録できることが確認できています。

森林保険センターでは、こういった工夫やア イデアも活かしながら、損害調査の効率化に取 り組んでいるところです。

発行元:国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター (HPアドレス: https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/)

